

## 別記様式（第6関係）

		担当課	建設部 水道課
会議の名称	第3回鴻巣市上下水道事業運営審議会		
開催日	平成29年9月29日（金）		
開催時間	午前10時00分開会・正午閉会		
開催場所	鴻巣市役所 会議室棟1001会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 千秋 裕一 副会長 山田 芳久		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	千秋裕一(会長)、山田芳久(副会長)、太田 博、黒沼淳子、藤村祐子、小幡 剛、岡部 稔、堀切 孝、堀 和行、西尾治道 (10名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	(建設部水道課) 部長:小谷野幹也 副部長:村田弘一 課長:三村 正 副課長:柴崎達也・伊藤正一 主幹:小川直樹 主事補:村田美紀子		
傍聴の可否 (傍聴者数)	傍聴可 (傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第) 1 開会 2 前回の会議録について 3 議題 (1)鴻巣市水道事業ビジョン素案の説明・審議 ア 理想像・基本方針の設定(第5章)及び目標実現に向けた取り組み(第6章) 【追加回答、修正案提示】 イ 事業計画と財政の見通し(第7章)及びフォローアップ体制(第8章) 【説明、質疑・回答、委員間協議】 (2)パブリックコメント(意見公募手続)の実施について (3)その他 4 閉会		

(決定事項など)

- ◆ 第 2 回審議会の会議録は、市のホームページで公開されており、市役所と各支所の市政情報コーナーで閲覧可能となっている旨、事務局から報告があった。
- ◆ 次第 3(1)ア「理想像・基本方針の設定(第 5 章)及び目標実現に向けた取り組み(第 6 章)」において、第 2 回審議会及び質問書で挙げた質問・意見に対する事務局の追加回答と、それを踏まえたビジョン素案の修正案について、事務局から説明がなされた。これに対し、以下の質疑応答がなされた。
  - ・ 「①鴻巣市水道協同組合では、埼玉県営水道及び鴻巣市と共同で、県営水道の空気弁を活用し災害時に給水栓を設置する応急給水訓練を行っていること、②災害に限らず、管路破損など工事中の突発的事故にも対応できるように体制を強化していくことを、ビジョンに記載してもらいたい。」という意見に対し、事務局から「①については、県の施設を用いた訓練であるため、県と調整した上で記載するか決める。②については、ビジョンに記載する。」と回答があった。
  - ・ 「資料 3 の表 2 において、今後 10 年間の事業費(概算)が修正された理由を分かりやすく説明してほしい。」という質問に対し、「平成 27 年度策定の『水道施設耐震化計画(浄水施設編)』で、平成 36 年度に予定していた吹上第二浄水場の電気設備の更新工事を、平成 30 年度に前倒して行うことにしたため、事業費を修正した。さらに、平成 30 年度の設計費用を実際に見積もった結果、元の概算事業費と乖離があったことから、見積もりの結果を反映させた。」と説明があった。
  - ・ 「桶川北本水道企業団は鴻巣市及び上尾市と『緊急給水等に関する協定書』を結んでおり、配水管による相互融通が可能となっている。その旨、ビジョンに記載してもらいたい。」という意見に対し、事務局から「ビジョンに記載する。」と回答があった。
  - ・ 「現行の水道料金体系は、どのようにして決められているのか。契約件数や使用水量によって決まるのか。」という質問に対し、事務局から「水道管の布設費用やポンプを動かすための電気代など、水道サービスに必要な投資に基づき料金を設定している。本市では、2 ヶ月当たり 16m<sup>3</sup>までは基本料金 1,960 円、それを超えた分は使用料金を回収しており、水を使えば使うほど料金単価が上がる仕組みとなっている。」と回答があった。  
 これに対し、会長から「原価に対して料金を徴収することが水道法で定められている。水道を引くのにかかるお金は『基本料金』、使用水量によって変動する薬品費等の経費は『使用料金』で回収する。」と説明があった。
- ◆ 次第 3(1)イ「事業計画と財政の見通し(第 7 章)及びフォローアップ体制(第 8 章)」に関する事務局からの説明に対し、委員から以下の意見・質問があった。
  - ・ 「鴻巣市の建設改良費の見通しのうち大きい割合を管路の更新費用が占めているが、桶川北本水道企業団ではポリエチレンスリーブ有りのダクタイル鋳鉄管の更新基準年数を独自に 80 年と設定することで更新需要を縮減している。」との意見があった。

- ・「財政シミュレーションの結果には、企業債の支払利息による支出も見込んでいるのか。また、水道施設の耐震化・更新事業に伴い、減価償却費はどれくらい増える見込みなのか。」との質問に対し、事務局から「企業債の借入額に対し、2.5%の利息を見込んで試算している。減価償却費は、平成 27 年度現在の 5.6 億円から、平成 39 年度には 8.7 億円に増える見込みである。」と回答があった。

これに対し、同じ委員から「県水受水量を増やして浄水施設への投資を抑えた場合や、更新事業への投資をせずに延命化のための修繕費を増やした場合など、複数ケースで大まかなシミュレーションをしたうえで、投資が本当に必要かどうかを検討すべきではないか。」という意見があり、事務局から「調整をしたうえでシミュレーションをする。」と回答があった。
- ・「健全な事業運営のためには料金値上げしか方法がないという場合でも、なるべく利用者の負担を抑える形で料金値上げをしてもらいたい。」という意見に対し、会長から「料金改定の方法としては、単価〇%値上げという形に限らず、様々なやり方・アイデアを検討する必要がある。例えば岩手県盛岡市では、基本料金を引き上げて固定費を回収する『ゼロ%改定』が行われた。」と説明があった。

また、「人口は減るのに世帯数はそれほど減少しないため、料金収入と比べて水道施設への投資額は減らないと想定されている。そのような見通しも踏まえ、今後どのように事業を持続すべきか考えていく必要がある。」と説明があった。
- ・「県水受水量を増やす考えはあるのか。」との質問に対し、事務局から「受水量は配水量の減少に応じて減らし、浮いた県水受水費を施設への投資にまわすことを考えている。井戸を運転・維持管理するよりも、井戸を無くして県水受水率 100%とした方が、費用が高くなるという試算結果が出ている。」と回答があった。
- ・「埼玉県内で県水の単価は一律なのか。」と質問があり、県の職員から「単価はどの市町村も一緒である。市町村ごとに自己水源の水量、水質、それに対し必要な浄水設備が異なるため、県水受水率が異なる。過去に地下水の過剰取水による地盤沈下が問題となったため、県南東部の県水受水率は高くなる傾向にある。」と説明があった。

また、桶川北本水道企業団の職員から、「桶川北本水道企業団では、過去に県水受水率を 80%から 90%に引き上げて浄水処理施設への投資を減らすことを検討していたが、東日本大震災の経験後、自己水源も確保する必要があると判断し、現在も県水受水率約 80%を維持している。」と説明があった。
- ・「仮に県水受水率を 100%にして浄水施設を無くした場合、水道料金は高くなるのか、安くなるか。」という意見に対し、県の職員から「市に試算してもらわないと分からないが、災害時に自己水源を確保するという考えもある。県としては、県内の配水量を県水だけで賄うのではなく、自己水源も活用してもらおうことを考えている。」と説明があった。

<p>会議の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広域化に合わせて、近隣事業体と同時期に料金値上げをした方が、利用者の理解を得やすいのではないか。」との意見に対し、事務局から「値上げの時期と幅については、広域化の検討会議の中で、他の事業体となるべく調整したいと考えている。」と回答があった。 また、「内部留保資金や国債の運用状況は一般市民に見えづらいため、あまり理解されていないのではないか。」との意見に対し、事務局から「現在は、収益的収支の純利益と減価償却費を内部留保資金として貯え、建設改良費の補填財源に用いている。国債の運用については、今後の状況を見ながら、運用を維持するのか減らしていくのか検討していきたい。」と回答があった。</li> <li>・「広域化に合わせて料金値上げをする場合は、近隣事業体との料金格差を無くしてもらいたい。」との意見があった。これと関連して、別の委員から「桶川北本水道企業団の基本料金はいくらか。」との質問があり、桶川北本水道企業団の職員から「鴻巣市と料金体系が異なり、使用水量 0m<sup>3</sup>でも基本料金 670 円/月を回収している。」と回答があった。</li> <li>・「素案の年号の表記(西暦、和暦)が統一されていないところがある。また、グラフ内に『年度』の単位が抜けているところがある。」との指摘に対し、事務局から「年号の表記はなるべく統一する。」と回答があった。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パブリックコメントを 10 月 16 日～11 月 15 日の 31 日間で実施し、市民等から意見を公募する。パブリックコメントの結果と、それを踏まえた素案の修正については、次回審議会にて事務局から説明を行う。</li> <li>◆ 事務局は今回の審議会を踏まえて素案の修正を行い、会長が修正内容を承認したうえで、パブリックコメントにて公表する旨、全ての委員から了承を得た。</li> <li>◆ 第 4 回鴻巣市上下水道事業運営審議会は、11 月 27 日(月)午前 10 時から行う。</li> </ul>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 回鴻巣市上下水道事業運営審議会 次第</li> <li>・鴻巣市上下水道事業運営審議会 名簿</li> <li>・第 3 回鴻巣市上下水道事業運営審議会 座席表</li> <li>・【資料1】第 2 回審議会 公開用会議録</li> <li>・【資料2】第 2 回審議会資料に対する質問事項について(回答)</li> <li>・【資料3】鴻巣市水道事業ビジョン素案の修正案</li> <li>・【資料4】鴻巣市水道事業ビジョン素案(パブリックコメント用)</li> <li>・【資料5】鴻巣市水道事業ビジョン素案の説明資料</li> </ul>